

生活やお仕事のことでお困りの方へ

～ 生活困窮者自立相談支援事業（十勝管内）の実施について ～

北海道十勝総合振興局では、平成27年度からの生活困窮者自立支援法（※）の施行に伴い、生活や仕事の心配ごとや困りごとを抱えている方に対し、お住まいの地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を実施しています。

（※）生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、生活困窮者自立相談支援の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他生活困窮者に対する自立の促進に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律です。

【対象者】

- ・十勝総合振興局管内にお住まいの方で、生活やお仕事などでお困りの方
※帯広市にお住まいの方は、帯広市が委託する自立相談支援センターへ、お問合せください。
○帯広市自立相談支援センター「ふらっと」
住 所：帯広市西6条南6丁目3 ソネビル2階
電話番号：0155-20-7366

【事業の内容】

- ・生活に困っている方の相談に対して、ご本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成します。また、課題解決に向け関係機関の紹介や、各種手続きのお手伝いをを行います。
- ・支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施します。
- ・利用料は無料です。

【連絡先】

- ・この事業は、次の事業所に委託して実施しています。

事業所：とかち生活あんしんセンター
電話番号：0155-66-7112
Eメール：anshin@tokachi18.hokkaido.jp
ホームページ：<http://tokachi18.hokkaido.jp/>
受託事業者：有限会社ウィルワーク